

児童生徒の心のサポート 手引き

いじめに係る対応

< 抜粋 >

いじめの疑い

◎いじめの発見のための要注意サインがみられるなど、気になる様子がある。

→いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うこと

ささいな変化に気付くことが重要

〈主な具体例〉

- 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ボール運動のとき、パスがまわってこない。
- 実験道具等を一人で片づけている。
- ミシン等の道具を使う順番がなかなかまわってこない。
- 給食のとき、机が離されている。
- 掃除のとき、机がいつまでも運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- 他の児童生徒より早く登校する。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。等

- ★ささいな変化に気付くこと
- ★情報が集まり、共有されること
- ★速やかに対応すること

発見者・通報受理者が、担任に連絡 ※担任不在時は、それに代わる教員に連絡

担任（連絡を受けた教員）が、学年主任・生徒指導主任・校長（教頭）に報告

状況に応じて、いじめ対策委員会の開催
○校長（教頭）が、担任や学年職員、児童生徒とかかわりのある教職員を招集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図る。
○事実の確認を行うための役割分担等について確認する。

校長が状況に応じて一報 → 教育委員会
指導2課
生徒指導対策係
☎829-1668

事実の確認
○最も効果があると考えられる教職員が対応する。例：担任、部活動顧問 等
（いじめを受けたとされる児童生徒との面談の留意点）

いじめ対策委員会の開催
○校長（教頭）が、教職員等を招集し、把握した事実を共有し、関係児童生徒への今後の対応について確認し、共通理解を図る。

校長が状況に応じて一報 → 教育委員会
指導2課
生徒指導対策係
☎829-1668

・見守りの継続
・定期的、継続的な相談の実施
状況に応じて
保護者との連携

いじめへの対応

◎いじめを認知した。

表面的・形式的に判断することなく

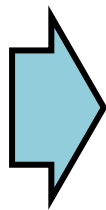
いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要

※いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があります。多々あることに留意する

〈主な具体例〉

- 「うざい」「きもい」など、悪口を言われる
- 無視をされる
- 教科書等に落書きを書かれる
- 物を隠される
- 陰口を言われる
- わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする
- プロレスごっこを称して、技の練習台にされる
- 用事を言いつけられる
- インターネットに誹謗中傷を書かれる
- メッセージアプリで仲間外れにされる
- 等

- ◆金品が動く
- ◆怪我をする
- ◆病院に行く
- ◆警察が入る
- ◆性的被害を受ける
- ◆重大事態



教育委員会へ一報

教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報を行うなど、警察との連携を躊躇しない。

★特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応すること

★いじめを受けた児童生徒を守り通すこと

★いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした指導をすること

常に配慮 すること

本人の安全
確保
～絶対の守護者～

協力体制の
確立
保護者へ連絡

警察へ相談
通報
状況に応じて

発見者・通報受理者は、直ちに校長、教頭、担任、学年主任、生徒指導主任と情報の共有

校長

状況に
応じて一報

指導主事等
派遣

教育委員会
指導2課
生徒指導対策係
☎829-1668

重大事態

いじめへの対応と同時に、
重大事態に係る事実関係を
明確にするための調査を速
やかに行う。

いじめ対策委員会の開催

- 校長（教頭）が教職員等を招集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図る。
- 事実の確認を行うための役割分担等について確認する。

事実の確認

- 最も効果があると考えられる教職員等が対応する。
 - ・いじめを受けた児童生徒
 - ・いじめを行った児童生徒
 - ・観衆
 - ・傍観者
 - ・保護者

いじめ対策委員会の開催

- 校長（教頭）が教職員等を招集し、把握した事実を共有し、関係児童生徒への支援や指導等について確認する。

状況に応じて
校長が一報

指導主事等派遣

教育委員会
指導2課
生徒指導対策係
☎829-1668

重大事態

いじめへの対応と同時に、
重大事態に係る事実関係を
明確にするための調査を速
やかに行う。

関係児童生徒への支援や指導 等

- いじめを受けた児童生徒への支援
- いじめを行った児童生徒への指導
- 周囲の児童生徒（観衆・傍観者）への指導
- 保護者との連携（支援・助言）

いじめ対策委員会の開催

- 校長（教頭）が教職員等を招集し、関係児童生徒への支援や指導等について確認する。
- 見守り体制等を確認する。

校長が報告

教育委員会指導2課
生徒指導対策係
☎829-1668

見守りの継続、心のケア、定期的・継続的な相談、保護者との連携

重大事態

◎「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

<重大事態とは>

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)より

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の流れ

○重大事態が発生した場合は、迅速で適切ないじめへの対応と同時に、直ちに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態発生

校長は、教職員・関係児童生徒等からの情報を集約・整理し、事実を把握する。

校長が
必ず一報

指導主事等派遣

教育委員会

指導 2 課 生徒指導対策係 ☎ 8 2 9 - 1 6 6 8

○教育委員会は、学校からの情報を受け、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向を踏まえ、「学校が調査主体となる場合」か「教育委員会が調査主体となる場合」になるかを判断する。

必ず一報

市長

学校が調査主体となる場合
いじめ対策委員会を中心に調査を実施
第 2 2 条

○教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の支援を行う。

教育委員会が調査主体となる場合

【状況に応じた調査】
・「児童生徒緊急対応チーム」を中心とした調査
・第 2 8 条に基づく附属機関等による調査

状況に応じて

校長が報告

指導・支援

教育委員会

指導 2 課 生徒指導対策係 ☎ 8 2 9 - 1 6 6 8

市長へ
調査結果
を報告

必要が
あると
認める
とき

再調査
第 3 0 条第
2 項に基づく
附属機関によ
る調査

学 校

いじめを受けた児童生徒やその保護者に事実関係等を説明・提供

学校は、校長のリーダーシップのもと、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。